

あきる野市図書館防犯カメラ運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、図書館が管理する防犯カメラの運用に関し、あきる野市が設置又は管理する防犯カメラ等の運用に関する要綱（平成18年あきる野市通達第26号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(操作担当者)

第2条 要綱第4条第1項に規定する管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、防犯カメラの操作に必要と認める担当者（以下「操作担当者」という。）を置くものとし、操作担当者以外の者に防犯カメラの操作をさせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者は、操作担当者が不在等の場合で緊急を要するときは、あらかじめ指定した者に操作担当者の職務を代行させることができる。

(操作担当者の責務)

第3条 操作担当者は、防犯カメラを操作するときは、管理責任者の指示に従わなければならない。

2 操作担当者は、管理責任者の許可なく映像データを見てはならない。

3 操作担当者は、防犯カメラの操作を行ったときは、その内容を管理責任者に報告するとともに、操作記録簿に記録しなければならない。

4 操作担当者は、防犯カメラが正常に作動すること、及び映像データが適切に保管されていることを定期的に確認しなければならない。

(保守従事者の責務)

第4条 防犯カメラの点検又は故障時に対応する者（以下「保守従事者」という。）は、防犯カメラを操作するときは、管理責任者又は操作担当者の立会いの下で作業を行うことを原則とするとともに、管理責任者の指示に従わなければならない。

2 保守従事者は、管理責任者の許可なく映像データを見てはならない。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。